

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成 25 年 11 月 18 日

【発行者名】 トップリート投資法人

【代表者の役職氏名】 執行役員 佐 原 純 一

【本店の所在の場所】 東京都中央区八重洲一丁目 3 番 7 号

【事務連絡者氏名】 トップリート・アセットマネジメント株式会社
取締役財務部長 大 橋 周 作

【電話番号】 03-3243-2181

【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券に係る投資法人の名称】 トップリート投資法人

【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態及び金額】 形態：投資証券
発行価額の総額：一般募集 8,460,000,000円
売出価額の総額：オーバーアロットメントによる売出し
438,750,000円

(注) 今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。

安定操作に関する事項

1. 今回の募集及び売出しに伴い、本投資法人の発行する上場投資口について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第 20 条第 1 項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
2. 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所です。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成 25 年 11 月 7 日提出の有価証券届出書の記載事項のうち、平成 25 年 11 月 18 日開催の役員会において発行価格及び売価価格等が決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第 1 内国投資証券（投資法人債券を除く。）

1 募集内国投資証券

- (3) 発行数
- (4) 発行価額の総額
- (5) 発行価格
- (14) 手取金の使途
- (15) その他

① 引受け等の概要

2 売内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）

- (3) 売出数
- (4) 売出価額の総額
- (5) 売出価格

第 4 募集又は売出しに関する特別記載事項

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 野で示してあります。

なお、発行価格等決定日が平成 25 年 11 月 18 日（月）となりましたので、一般募集の申込期間は「平成 25 年 11 月 19 日（火）から平成 25 年 11 月 20 日（水）まで」、払込期日は「平成 25 年 11 月 25 日（月）」、受渡期日は「平成 25 年 11 月 26 日（火）」、オーバーアロットメントによる売出しの申込期間は「平成 25 年 11 月 19 日（火）から平成 25 年 11 月 20 日（水）まで」、受渡期日は「平成 25 年 11 月 26 日（火）」、シンジケートカバー取引期間は「平成 25 年 11 月 21 日（木）から平成 25 年 12 月 10 日（火）までの間」となります。

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】

1【募集内国投資証券】

(3)【発行数】

<訂正前>

(前略)

- (注) 一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、大和証券株式会社が本投資法人の投資主である三井住友信託銀行株式会社（以下「三井住友信託銀行」といいます。）から 1,000 口 を上限として借り入れる本投資口の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）を行う場合があります（以下、一般募集とオーバーアロットメントによる売出しを併せて「本募集」ということがあります。）。

(後略)

<訂正後>

(前略)

- (注) 一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した結果、一般募集とは別に、大和証券株式会社が本投資法人の投資主である三井住友信託銀行株式会社（以下「三井住友信託銀行」といいます。）から借り入れる本投資口 1,000 口 の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）を行います（以下、一般募集とオーバーアロットメントによる売出しを併せて「本募集」ということがあります。）。

(後略)

(4)【発行価額の総額】

<訂正前>

8,580,000,000 円

- (注) 後記「(15) その他 ① 引受け等の概要」に記載のとおり、上記の発行価額の総額は、後記「(15) その他 ① 引受け等の概要」に記載の引受人（以下「引受人」といいます。）の買取引受けによる払込金額の総額です。発行価額の総額は、平成 25 年 10 月 31 日（木）現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

8,460,000,000 円

- (注) 後記「(15) その他 ① 引受け等の概要」に記載のとおり、上記の発行価額の総額は、後記「(15) その他 ① 引受け等の概要」に記載の引受人（以下「引受人」といいます。）の買取引受けによる払込金額の総額です。

(5)【発行価格】

<訂正前>

未定

- (注 1) 上記発行価格の仮条件は、発行価格等決定日（後記(注 2)に定義します。）の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値（当日に終値のない場合には、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満切捨て）とします。
- (注 2) 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況等を勘案した上で、平成 25 年 11 月 18 日（月）から平成 25 年 11 月 21 日（木）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」といいます。）に、一般募集における価額（発行価格）を決定し、併せて発行価額（本投資法人が引受人より本投資口 1 口当たりの払込金として受け取る金額）を決定します。
今後、発行価格等（発行価格、発行価額、各引受人の引受投資口数、売出価格及び引受人の手取金をいいます。以下同じです。）が決定された場合には、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、一般募集における手取金、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいいます。以下同じです。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の本投資法人ウェブサイト（「URL」<http://www.top-reit.co.jp/ja/cms/press/index.html>）（以下「新聞等」といいます。）において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。
- (注 3) 後記「(15) その他 ① 引受け等の概要」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

<訂正後>

438,750 円

(注 1) 発行価額（本投資法人が引受人より本投資口 1 口当たりの払込金として受け取る金額）は、423,000 円です。

(注 2) 発行価格等（発行価格、発行価額、各引受人の引受投資口数、売出価格及び引受人の手取金をいいます。以下同じです。）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、一般募集における手取金、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいいます。以下同じです。）について、平成 25 年 11 月 19 日（火）付の日本経済新聞及び本有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の本投資法人ウェブサイト（〔URL〕 [http://www.top-reit.co.jp/ja cms/press/index.html](http://www.top-reit.co.jp/ja/cms/press/index.html)）において公表します。

(注 3) 後記「(15) その他 ① 引受け等の概要」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。

発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金（1 口当たり 15,750 円）となります。

(14) 【手取金の使途】

<訂正前>

一般募集における手取金 8,580,000,000 円については、後記「第二部 参照情報 第 2 参照書類の補完情報 2 投資対象 (1) 取得予定資産の概要」に記載の本投資法人が取得を予定している特定資産（投信法第 2 条第 1 項における意味を有します。以下同じです。）の取得資金の一部に充当します。なお、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金上限 429,000,000 円は、手許資金とし、将来の特定資産の取得資金の一部又は借入金の返済資金の一部に充当します。

(注 1) 上記の各手取金は、平成 25 年 10 月 31 日（木）現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

(注 2) 調達する資金については、支出するまでの間、金融機関に預け入れる予定です。

<訂正後>

一般募集における手取金 8,460,000,000 円については、後記「第二部 参照情報 第 2 参照書類の補完情報 2 投資対象 (1) 取得予定資産の概要」に記載の本投資法人が取得を予定している特定資産（投信法第 2 条第 1 項における意味を有します。以下同じです。）の取得資金の一部に充当します。なお、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金上限 423,000,000 円は、手許資金とし、将来の特定資産の取得資金の一部又は借入金の返済資金の一部に充当します。

(注) 調達する資金については、支出するまでの間、金融機関に預け入れる予定です。

(注 1)の全文削除及び(注 2)の番号変更

(15) 【その他】

① 引受け等の概要

<訂正前>

以下に記載する引受人は、平成 25 年 11 月 18 日（月）から平成 25 年 11 月 21 日（木）までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に決定される発行価額にて本投資口の買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行います。本投資法人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。ただし、引受人は、払込期日に発行価額の総額を本投資法人に払い込むものとし、一般募集における発行価格の総額と発行価額の総額との差額は、引受人の手取金とします。

引受人の名称	住所	引受投資口数
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号	未定
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号	
SMB C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 17 番 6 号	
SMB C フレンド証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町 7 番 12 号	
合計	—	20,000 口

(注 1) 本投資法人及び本投資法人が資産の運用に係る業務を委託しているトップリート・アセットマネジメント株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）は、発行価格等決定日に引受人との間で新投資口引受契約を締結します。

(注 2) 引受人は、投信法上の一般事務受託者（投信法第 117 条第 1 号）として一般募集に関する事務を行います。

(注 3) 引受人は、引受人以外の金融商品取引業者に一般募集の対象となる本投資口の販売を委託することがあります。

(注 4) 大和証券株式会社、野村證券株式会社及びみずほ証券株式会社を総称して、以下「共同主幹事会社」といいます。

(注 5) 各引受人の引受投資口数は、発行価格等決定日に決定されます。

<訂正後>

以下に記載する引受人は、平成 25 年 11 月 18 日（月）（以下「発行価格等決定日」といいます。）に決定された発行価額にて本投資口の買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行います。本投資法人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。ただし、引受人は、払込期日に発行価額の総額を本投資法人に払い込むものとし、一般募集における発行価格の総額と発行価額の総額との差額は、引受人の手取金とします。

引受人の名称	住所	引受投資口数
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号	8,400 口
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号	5,200 口
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号	4,800 口
SMB C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号	1,200 口
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 17 番 6 号	200 口
SMB C フレンド証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町 7 番 12 号	200 口
合計	—	20,000 口

(注 1) 本投資法人及び本投資法人が資産の運用に係る業務を委託しているトップリート・アセットマネジメント株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）は、発行価格等決定日に引受人との間で新投資口引受契約を締結します。

(注 2) 引受人は、投信法上の一般事務受託者（投信法第 117 条第 1 号）として一般募集に関する事務を行います。

(注 3) 引受人は、引受人以外の金融商品取引業者に一般募集の対象となる本投資口の販売を委託することがあります。

(注 4) 大和証券株式会社、野村證券株式会社及びみずほ証券株式会社を総称して、以下「共同主幹事会社」といいます。

(注 5)の全文削除

2【売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）】

(3)【売出数】

<訂正前>

1,000 口

(注) オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、大和証券株式会社が本投資法人の投資主である三井住友信託銀行から 1,000 口を上限として借り入れる本投資口の売出しです。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの上限口数を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容については、後記「第 4 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合には、発行価格等（発行価格、発行価額、各引受人の引受投資口数、売出価格及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、一般募集における手取金、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の本投資法人ウェブサイト（〔URL〕[http://www.top-reit.co.jp/ja cms/press/index.html](http://www.top-reit.co.jp/ja/cms/press/index.html)）（新聞等）において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

<訂正後>

1,000 口

(注) オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した結果、一般募集とは別に、大和証券株式会社が本投資法人の投資主である三井住友信託銀行から借り入れる本投資口 1,000 口の売出しです。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容については、後記「第 4 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

なお、発行価格等（発行価格、発行価額、各引受人の引受投資口数、売出価格及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、一般募集における手取金、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、平成 25 年 11 月 19 日（火）付の日本経済新聞及び本有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の本投資法人ウェブサイト（〔URL〕[http://www.top-reit.co.jp/ja cms/press/index.html](http://www.top-reit.co.jp/ja/cms/press/index.html)）において公表します。

(4)【売出価額の総額】

<訂正前>

446,000,000 円

(注) 上記の売出価額の総額は、平成 25 年 10 月 31 日（木）現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

438,750,000 円

(注)の全文削除

(5)【売出価格】

<訂正前>

未定

(注) 売出価格は、前記「1 募集内国投資証券 (5) 発行価格」に記載の発行価格と同一の価格とします。

<訂正後>

438,750 円

(注)の全文削除

第4【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

<訂正前>

一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、大和証券株式会社が本投資法人の投資主である三井住友信託銀行から 1,000 口を上限として借り入れる本投資口（以下「借入投資口」といいます。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、1,000 口を予定していますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

（後略）

<訂正後>

一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した結果、一般募集とは別に、大和証券株式会社が本投資法人の投資主である三井住友信託銀行から借り入れる本投資口 1,000 口（以下「借入投資口」といいます。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行います。

（後略）